

周南市東京圏在住者テレワーク・関係人口移住支援金

東京圏から本市への移住促進を図るため、本市の関係人口と認められ、市内の農林水産業に就業する方を対象に支援金を交付します。

単身世帯

60万円

2人以上の世帯

100万円

更に



子育て世帯は18歳未満

の子ども1人につき

100万円 加算

(予算の範囲内による)

移住支援金の主な要件（詳細は市ホームページをご確認ください）

1. 対象となる方(下記の要件を全て満たす方)

- 移住前の10年間のうち、**通算5年以上**『東京23区に在住』又は『東京圏※に在住し、東京23区へ通勤』をしていた方
- 移住直前に、**連続して1年以上**『東京23区に在住』又は『東京圏※に在住し、東京23区へ通勤』をしていた方

※東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県のうち、条件不利地域を除いた区域を指します(詳しくはお問い合わせください。)

2. 支援金支給の要件

- 令和7年4月1日以降に転入しており、申請の段階で、転入した日から起算して**1年以内**であること
- 周南市に**5年以上継続して居住する意思がある**こと

※申請のあった日から、5年未満で市外へ転出した際には、補助金の返還を求めます。

3. 関係人口に関する要件

- 令和7年4月1日以降に市内の**農林水産業に就業**していること
- 転入時において**40歳以下**であること
- 過去に**連続して3年以上**周南市に居住していたこと
- 転入前の直近3年以内**に、本市を会場に県または市等が主催した**移住体験や就労体験等への参加や、交通費支援制度を活用**したことがあること
- 転入前の直近3年以内**に、**1回以上**本市ふるさと納税を行っていること

※いずれかに該当

問合せ

周南市役所 地域振興部 移住交流推進課

〒745-8655 周南市岐山通1-1

TEL: 0834-22-8341 E: ijukoryu@city.shunan.lg.jp

(詳しくはこちら→)

